

くらしの手続き

届け出・登録・証明

戸 籍 図 住民課 戸籍住民係

戸籍は、出生や結婚、死亡、親子関係などの身分関係を公簿上明らかにしておくもので、夫婦と未婚の子ども単位で一つの戸籍ができます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。

届け出にあたっては、本人確認ができるもの(52ページ参照)の提示をお願いします。

	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	・生まれたところ ・届出人の本籍地または住民登録地のうち、いずれかの市区町村	○出生証明書 ○母子健康手帳	○子どもの名前は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。 ○届出書の右半分に医師の証明を受けてください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者 ④家主 ⑤地主などの順	・死亡したところ ・死亡者の本籍地または届出人の住民登録地のうち、いずれかの市区町村	○死亡診断書〔該当者のみ〕 ※国民健康保険資格確認書・年金手帳(基礎年金番号通知書)・後期高齢者医療資格確認書・介護保険証 ※後日手続きが必要です。	○届出書の右半分に医師の証明を受けてください。
婚姻届※1	届けた日から効力が生じます。	夫または妻	・届出人の本籍地または住民登録地のうち、いずれかの市区町村	○婚姻届〔該当者のみ〕(氏が変わる場合) 国民健康保険資格確認書・国民年金手帳・マイナンバーカード	○届出書に証人(成年人)2人の署名が必要です。
離婚届	届けた日から効力が生じます。	夫または妻	・届出人の本籍地または住民登録地のうち、いずれかの市区町村	○離婚届 ○裁判離婚の場合は、調停調書、審判書、確定証明書などの裁判所からの書類〔該当者のみ〕(氏が変わる場合) 国民健康保険資格確認書・国民年金手帳・マイナンバーカード	○届出書に証人(成年人)2人の署名が必要です。 ○離婚後、離婚の際の氏を称するときは、別の届け出が必要です。 ○18歳未満のお子さんがある場合、親権者を定めておく必要があります。
	調停の成立日または審判・判決確定日から10日以内	原則申し立てをした人			○裁判離婚の場合は、証人欄の記入は、不要です。
転籍届	届けた日から効力が生じます。	戸籍の筆頭者およびその配偶者	・現本籍地、新本籍地または届出人の住民登録地のうち、いずれかの市区町村	○転籍届	

※1 町では婚姻届を提出した住民登録のある一定の要件を満たした世帯に対し、結婚新生活支援事業費補助金として住居費および引っ越し費用の一部を助成します。

くらしの手続き

住民異動の届け出

〔問〕住民課 戸籍住民係

町内にお住まいの方について、その居住関係を記録したものが住民基本台帳です。

住所や世帯主の変更などが生じたときは、本人または同居している方が届け出をしてください。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
○転入届 ・町内へ引っ越してきたとき	住みはじめた日から 14日以内	本人、または世帯主 および同一世帯員	○転出証明書 (前住所の市区町村で発行。マイナンバーカードを利用して転出の場合は不要) ○国外から転入する場合は パスポート、戸籍謄本、戸籍 の附票など ○本人確認書類(52ページ 参照)
○転出届 ・町外へ引っ越しをするとき	引っ越しをする日の前後 14日以内	※同一世帯員以外の方が 届出の場合は、委任 する人の自筆の委任状 が必要になります。	○本人確認書類(52ページ 参照) ※下記など
○転居届 ・町内で引っ越したとき	住みはじめた日から 14日以内		
○世帯(主)変更届 ・世帯主の変更 ・世帯を分離または合併したとき	変更があった日から 14日以内		

※マイナンバーカードをお持ちの方は、手続き時にお持ちください。

外国人住民(中長期在留者、特別永住者)の方は、在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。

詳しくは住民課戸籍住民係にお問い合わせください。

[該当者のみ持参]

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療保険資格確認書、国民年金手帳、介護保険証など。

詳しくは、担当課にお問い合わせください。



印鑑の登録と証明

[問] 住民課 戸籍住民係

町に登録した印鑑が「実印」となります。「印鑑登録証明書」は、町に登録してある印鑑が実印であることを証明します。町内に居住し、住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。

本人の申請が原則ですが、病気、その他やむを得ない理由により申請できないときは、本人の意思に基づく代理人の申請も可能です。

申請にあたっては、本人確認ができるもの(52ページ参照)の提示をお願いします。

いつ	必要なもの	その他
本人が申請するとき	①登録する印鑑 (家族で同一の印鑑は登録できません。) ②マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真つきの官公署発行の本人確認書類 ③上記②をお持ちでない方は、町内に居住し、印鑑登録をしている方の保証が必要です。	○顔写真つきの本人確認書類がある場合、即日印鑑登録および登録証明書の交付ができます。 ※③の場合は、印鑑登録申請書に保証人の印鑑登録証番号、住所、氏名を記入し、登録してある実印を押印してもらいます。
本人確認できるものがないとき(上記の②または③がない場合)	本人宛に照会書を郵送しますので、照会書についている回答書(登録者本人の自筆)を持って手続きします。 ※その日のうちに、印鑑登録証をお渡しすることはできません。	
代理人が申請するとき	①登録する本人自筆の申請用委任状 … 1回目来庁時 ②登録する印鑑 ③代理人の印鑑 ④代理人の本人確認できるもの (52ページ参照) ⑤照会書についている回答書および委任状(登録する本人の自筆) … 2回目来庁時	【手続きの流れ】 1 代理人は①～④をお持ちになり、仮登録の申請をします。 2 町では1の申請を受け、本人宛に照会書を郵送します。 3 代理人が、②～⑤を持って手続きします。 ※代理人申請の場合は、その日のうちに印鑑登録証をお渡しすることはできません。 ※委任に関する内容や手続き方法など、詳しくは、住民課 戸籍住民係へお問い合わせください。
印鑑登録証明書が必要なとき	①印鑑登録証 ※登録した実印は不要です。 ②申請書の本人確認ができるもの (52ページ参照)	※印鑑登録証がなければ証明書の発行はできません。 ※紛失した場合は、印鑑登録廃止と新規登録の手続きが必要となります。 ※代理人が申請する場合は、印鑑登録証を持参して交付できますが、申請の際に必要な登録者の情報を申請書に書く必要があります。
印鑑登録の廃止、印鑑の変更をするとき (登録印鑑または印鑑登録証を紛失した場合)	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真つきの官公署発行の本人確認書類、登録する印鑑、印鑑登録証(印鑑の変更の場合)	※代理人が廃止申請する場合 本人自筆の委任状、代理人の本人確認ができるものがが必要です。 詳しくは、住民課 戸籍住民係へお問い合わせください。

■登録できない印鑑

- 住民基本台帳に登録されている氏名ではないもの、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの
- 職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表わしにくいもの
- その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの(市販の三文判、機械彫りで大量に生産されているものなど)
- 印鑑の輪郭がないもの、輪郭が全体の30%以上いちじるしく欠損しているもの

暮らしの手引き

証明書と手数料

〔図〕住民課 戸籍住民係

証明書の種類	請求できる人	手数料	必要なもの
戸籍全部事項証明書(謄本) 戸籍個人事項証明書(抄本)	本人、配偶者または直系親族	1通450円	請求者の本人確認ができるもの (52ページ参照)
除籍・改製原戸籍の謄本、 抄本		1通750円	
戸籍の附票の写し		1通300円	
住民票の写し	本人またはその同一世帯員	1通300円	
身分証明書	湯河原町に本籍がある本人のみ(本人以外が窓口に来られる場合は、本人の委任状が必要です。)	1通300円	
住民票記載事項証明書	本人またはその同一世帯員	1通300円	
戸籍届出の受理証明書	届出人(届け出した市区町村へ請求してください。)	1通350円	印鑑登録証 および本人確認ができるもの (52ページ参照)
印鑑登録証明書	印鑑登録証をお持ちの方	1通300円	

※請求できる人以外は、すべて委任者本人の自筆の委任状が必要です。

※顔写真付きの身分証(運転免許証やマイナンバーカード)をお持ちの方は、湯河原町に本籍がない方でも戸籍全部事項証明書(謄本)を窓口で取得することができます。なお、戸籍個人事項証明書(抄本)及び戸籍の附票は、本籍地でしか取得できません。

※マイナンバーカードを使用することで、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書を取得することができます。(詳しくは、54ページ参照)

窓口での本人確認について

〔図〕住民課 戸籍住民係

町民の皆さんの個人情報保護し、不正取得などを防止することから、各種証明書の申請や届出書の提出の際に住民課窓口では本人確認ができるものの提示をお願いしています。

■本人確認の具体的なもの

	1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
証明書の種類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ○小型船舶操縦免許証 ○宅地建物取引士証 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○在留カード・特別永住者証明書 ○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。)	A) ○各種資格確認書(国民健康保険、後期高齢者医療保険など) ○各種被保険者証(介護保険など) ○年金手帳、基礎年金番号通知書 ○年金証書など ○(乳)医療証、(親)医療証、(障)医療証 ○母子健康手帳(市町村長の証明有)など B) ○学生証(写真つき) ○社員証(写真つき) ○国または、地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真なし)など ※ Aから2枚以上または、<u>AとBから1枚ずつ</u>

※有効期限の切れたものは本人確認書類になりません。

郵送による申請

問 住民課 戸籍住民係

戸籍全部・個人事項証明書などの戸籍関係は本籍地の市区町村に、住民票の写しは、住民登録地に郵送で請求することができます。

戸籍の謄・抄本	請求者	本人、配偶者または同一戸籍の方、直系親族
	請求先	〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1 湯河原町役場住民課 戸籍住民係
	必要なもの	○請求書 住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者の資格(本人、妻、子など)・本籍・筆頭者氏名、謄本・抄本の別(抄本の場合は、必要な方の氏名)、請求事由を記入、必要な通数 ○返信用封筒(請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの) ○手数料 ●戸籍全部事項証明書(謄本)・戸籍個人事項証明書(抄本) 1通450円 ●除籍・改製原戸籍の謄本、抄本 1通750円 ●戸籍の附票の写し 1通300円 ●必要に応じて請求者の戸籍謄(抄)本 ○請求者のマイナンバーカード、運転免許証など、顔写真つきの官公署発行の本人確認書類のコピー(顔写真つきの証明がない場合は、資格確認書と年金手帳など複数のコピーが必要です。)
	その他	○湯河原町に本籍地がない方には交付ができません。※本籍地の市区町村へ請求してください。 ○手数料は、郵便小為替でお願いします。 ○返送先は、請求者の住民登録地となります。
住民票の写し	請求者	本人または同一世帯の方
	請求先	〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1 湯河原町役場住民課 戸籍住民係
	必要なもの	○請求書 住所・氏名・生年月日・電話番号・世帯主の氏名、必要な通数、世帯全員か一部か(一部の場合は、その方の氏名)、本籍と続柄、マイナンバー(個人番号)の記載の有無を記入 ○返信用封筒(請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの) ○手数料 1通 300円 ○請求者のマイナンバーカード、運転免許証など、顔写真つきの官公署発行の本人確認書類のコピー(顔写真つきの証明がない場合は、資格確認書と年金手帳など複数のコピーが必要です。)
	その他	○手数料は、郵便小為替でお願いします。 ○返送先は、請求者の住民登録地となります。

※お手元に届くまでに1週間ほどかかります。

※法人による請求については個人と異なる場合がありますので、住民課戸籍住民係にお問い合わせください。

電話予約・電子申請(スマート申請システム) サービス

問 住民課 戸籍住民係

住民票の写し、印鑑登録証明書は、電話予約または電子申請予約ができます。

予約できる証明書	住民票の写し、印鑑登録証明書	
予約・受け取りできる方	住民票の写しに記載されている本人またはその同一世帯の方	
予約受付時間	月曜日から金曜日の開庁日の8:30~17:00	
受け取り場所・時間	役場宿直室	予約した日の翌日から1週間以内の平日において、予約した方が希望する日の17:15~19:00
	駅前観光案内所	予約した日の翌日から1週間以内の土曜日、日曜日および祝日において、予約した方が希望する日の8:30~17:00(休業日を除く。)

※詳しくは、住民課戸籍住民係へお問い合わせください。

※手数料の支払いはお釣りのないよう用意してください。

※予約した日に証明書類を取りに来られない場合は改めて申し込んでください。

※受け取りの際は、本人確認ができるもの(52ページ参照)をお持ちください。

※印鑑登録証明書の予約時、受け取りの際は、印鑑登録証が必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 住民課 戸籍住民係

マイナンバーカードはプラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真などが表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにもご利用いただけます。

有効期限は10回目の誕生日まで(発行時18歳未満は5回目の誕生日まで)です。

○申請方法

郵送または、スマートフォン、パソコンから申請できます。

○受け取り方法

申請後、町から交付通知書(ハガキ)を送付しますので、ご本人が住民課までお越しください。

○受け取りに必要なもの

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(お持ちの方のみ)
- ・本人確認書類(※52ページ参照)

○手数料 初回無料

※紛失・焼失、または損傷などで再交付する場合はカード800円、電子証明書200円がかかります。

○記載事項に変更があった場合

住所や氏名の変更などにより、カードの記載内容に変更があった場合は、マイナンバーカードを持参のうえ、ご本人が住民課までお越しください。

公的個人認証サービス(電子証明書の交付)

問 住民課 戸籍住民係

インターネットを利用した申請、届け出の際の本人確認手段として用いられるサービスです。他人になりすまし、申請や通信データの改ざんを防ぐための電子証明書を住民基本台帳に記録されている方に提供するものです。

■必要なもの

○マイナンバーカード

○有効期限 5回目の誕生日まで

※住所や氏名が変わると電子証明書は失効します。

コンビニ交付サービス

問 住民課 戸籍住民係

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で取得できます。

利用のために必要なもの

●マイナンバーカード

※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。(マイナンバーカード申請時、「利用者証明用電子証明書 不要」の欄にチェックをした人は搭載されていません。)

※利用の際は本人が利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)を入力する必要があります。

取り扱い店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの全国のコンビニエンスストアなどで、マルチコピー機が設置してある店舗に限りです。

ご利用可能時間

6:30~23:00

※保守点検日(不定期)を除く。(営業日などは各店舗により異なります)

取得できる証明書および手数料

●住民票の写し 1通300円

本人または同一世帯員の現在の住民票の写し(住民票コード、個人番号の記載は不可)

※住民票の除票は取得不可。

●印鑑登録証明書 1通300円

登録者本人のものに限る。

証明書の偽造・改ざん防止対策

コンビニなどで交付する証明書の用紙は、役場の窓口で交付しているものとは異なり、A4サイズの普通用紙(白紙)に印刷され、複数の偽造・改ざん防止技術が施されています。
《注意》・マイナンバーカードの更新、転入手続きなどをした直後は「かんたん窓口サービス」や「コンビニ交付サービス」の利用ができません。翌日以降にご利用ください。

駅前観光案内所

問 観光課

駅前観光案内所は、観光案内・かんたん窓口サービスなどを行っています。

■所在地

宮下670(湯河原駅構内) ☎63-4181・☎63-5599

■開所時間

8:30~17:15(元日は休業)

■かんたん窓口サービス

○利用時間

8:30~17:15

※1/1、保守点検日(不定期)は利用できません。

○利用のために必要なもの

マイナンバーカード

○取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

※詳しくは、55ページ「かんたん窓口サービス」をご覧ください。



かんたん窓口サービス

[問] 住民課 戸籍住民係

マイナンバーカードを利用して、住民課窓口および駅前観光案内所に設置されている「かんたん窓口サービス」で住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できる、大変便利なサービスです。

利用のために必要なもの

●マイナンバーカード

※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。(マイナンバーカード申請時、「利用者証明用電子証明書 不要」の欄にチェックをした人は搭載されていません。)

※利用の際は本人が利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)を入力する必要があります。

利用できる場所(2か所)および時間

●湯河原町役場住民課 窓口

月曜日～金曜日、8:30～17:15

※12/29～1/3、保守点検日(不定期)は利用できません。

●湯河原町駅前観光案内所

8:30～17:15

※1/1、保守点検日(不定期)は利用できません。

取得できる証明書および手数料

●住民票の写し 1通300円

本人または同一世帯員の現在の住民票の写し(住民票コード、個人番号の記載は不可)

※住民票の除票は取得不可。

●印鑑登録証明書 1通300円

登録者本人のものに限る。

【注意】誤って取得した証明書は交換や返金できません。

・マイナンバーカードの更新、転入手続きなどをした直後は「かんたん窓口サービス」や「コンビニ交付サービス」の利用ができません。翌日以降にご利用ください。

外国人住民の方の手続き

[問] 住民課 戸籍住民係

■外国人住民の方の住所変更の届け出については、「住民異動の届け出」50ページをご覧ください。

■外国人住民の方の住所変更以外の届け出

対象	届け出・申請の種類	届出期間	届出先	必要なもの
中長期在留者 など (永住者の方を含む。)	在留資格などに関する更新や変更の届け出	○在留資格の更新などをするとき ○氏名、生年月日、国籍・地域などが変わったとき ○氏名の漢字表記を変更したいとき	地方出入国在留管理局	○地方出入国在留管理局にお問い合わせください。
	在留カードに関する申請	在留カードの更新、再交付などをするとき		
特別永住者の方	氏名、生年月日、国籍・地域などを変更したとき	変更の日から14日以内	住民登録地の市区町村	○パスポート(お持ちの方) ○写真1枚(たて4cm×よこ3cm、16歳未満は不要) ※本人のみが撮影された無帽で正面を向いたもの。無背景で3か月以内に撮影されたもの。 ○特別永住者証明書[変更の場合] ○変更されたことがわかる資料(権限のある機関が発行した資料) ※日本語訳文をつけてください。 [紛失・盗難の場合] ○紛失・盗難した事実がわかる資料(警察署長が発行する遺失物届出証明書、盗難届出証明書など) ※紛失・盗難された場合は、最初に、必ず最寄りの警察署に届けてください。
	有効期間が満了するとき	有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間(有効期間満了日が16歳の誕生日の方は、6か月前から満了日までの間)		
	紛失・盗難などをしたとき	紛失・盗難などの事実を知った日から14日以内		

税金

町県民税

図 税務収納課 課税係

個人の町県民税は、皆さんから提出される町県民税の申告書や、勤務先から送付される給与支払報告書などを資料とし、前年1月から12月までの所得金額をもとに町が税額を計算し、決定した税額を事業主または個人に通知する仕組みになっています。また、納める税額は、町民の皆さんに均等の額を負担していただく「均等割」と、前年の所得金額に応じて負担していただく「所得割」との合計の金額となっています。

個人の町民税と県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額が同じであるため、町が合わせて課税し、納めていただく制度になっています。

■町県民税を納める方(納税義務者)

○1月1日現在、湯河原町内に住所がある方が、湯河原町での納税義務者となります。そのため1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、町県民税は湯河原町に納めていただくことになり、その年度については転出先で課税されることはありません。

○1月1日現在、町内に事務所・事業所・家屋敷などをお持ちの方で、町内に住所がない方には、環境・消防・道路などの行政サービスを受けていることに対して、町県民税の均等割が課税されます。

※家屋敷とは、自己または家族が居住する目的で住所以外の場所に設けられた住宅で「いつでも自由に居住できる状態」である建物のことをいいます。ただし、自己所有のものであっても他人に貸し付ける目的で所有している場合や、現に他人(家族・親族以外)が居住している場合は、課税対象にはなりません。

■町県民税の申告

○所得税の確定申告をする必要がない方でも、1月1日現在、町内に住所などがある方で、次に該当する方は、原則として、毎年3月15日まで(所得税の確定申告期間と同じです。)に役場へ申告書を提出する必要があります。

- ①前年中に、金額の多少にかかわらず所得のあった方(給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は必要ありません。)
- ②給与所得者で給与以外の所得があった方
- ③所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- ④前年中にまったく収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない方(非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料などの算定の際の資料となりますので、申告が必要です。)

■町県民税の税率

	所得割	均等割	
		平成26～令和5年度	令和6年度～
町民税	6%	3,500円	3,000円
県民税	4.025%	1,800円	1,300円
森林環境税(国税)			1,000円
合計	10.025%	5,300円	5,300円

※県民税については、水源環境保全・再生のため、所得割の税率0.025%、均等割300円を上乗せしています。

■町県民税の納税方法

○特別徴収

会社などの給与支払者が、給与所得者の町県民税を6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給料から差し引いて納付する方法です。

○普通徴収

事業所得者などの納税者が、町県民税を6月から年4回に分けて、納付書や口座振替により直接納付する方法です。

○公的年金からの特別徴収

公的年金受給者で、次のすべてに該当する方の公的年金にかかる町県民税を、年金保険者が4月から年6回の公的年金給付の際に差し引いて納付する方法です。

- ①当該年度4月1日現在65歳以上の方
- ②前年から公的年金を受給している方
- ③年金所得に対して町県民税が課税されている方
- ④介護保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方

■町県民税が課税されない方

○均等割も所得割も課税されない方

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③扶養親族のない場合…前年の合計所得金額が42万円以下の方
- ④扶養親族のある場合…前年の合計所得金額が32万円×(本人+扶養親族の人数)+10万円+19万円以下の方

○所得割が課税されない方

- ①扶養親族のない場合…前年の総所得金額等が45万円以下の方
- ②扶養親族のある場合…前年の総所得金額等が35万円×(本人+扶養親族の人数)+10万円+32万円以下の方

※非課税判定の際の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

固定資産税・都市計画税

固 税務収納課 資産税係

■固定資産税・都市計画税を納める方(納税義務者)

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在、土地・家屋および償却資産を所有している方に課税されます。

①土地

土地登記簿または土地補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている方

②家屋

家屋登記簿または家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている方

③償却資産

償却資産課税台帳に登録されている方

※売買などで実際の所有者が変更している場合でも、登記簿の名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

■税額の計算方法

固定資産税 = 課税標準額 × 1.4%

都市計画税 = 課税標準額 × 0.25%

■課税標準の計算方法

○土地の場合

固定資産評価基準により、現況の地目、面積、形状、用途などにより求められます。

○家屋の場合

固定資産評価基準により、面積、使用部材、建築後の経過年数などにより求められます。

○償却資産の場合

固定資産評価基準により、取得価格や取得後の経過年数などにより求められます。

■土地に対する特例

○住宅用地の課税標準の特例

住宅用地とは、人の居住の用に供する家屋の敷地となっている土地をいいます。

住宅用地には税負担を特に軽減するため、課税標準の特例措置が設けられています。

課税標準の特例の内容は、次のとおりです。

●小規模住宅用地

住宅用地のうち、200m²以下の部分

①固定資産税: 課税標準額 = 評価額 × 1/6

②都市計画税: 課税標準額 = 評価額 × 1/3

●一般住宅用地

住宅用地のうち、200m²を超える部分

①固定資産税: 課税標準額 = 評価額 × 1/3

②都市計画税: 課税標準額 = 評価額 × 2/3

○税負担の調整措置

急激な税負担の増加を緩和するため、毎年徐々に評価額に基づく税負担に近づける措置が設けられています。

■申告および届け出

○土地・家屋の使い方を変更した場合の届け出

土地・家屋の全部または一部の使い方を変更した場合には、届け出をしてください。また、住宅用地の課税標準の特例を受ける際には、住宅用地申告書の提出が必要となります。

○家屋を取り壊した場合の届け出

登記、未登記にかかわらず、取り壊しの際は届け出をお願いします。

○償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産状況を1月31日までに申告してください。(償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。)

○土地・家屋の所有者が亡くなった場合の届け出

土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなった場合には、相続登記(名義の変更)が完了されるまでの納税や書類の受け取り等をされる方(相続人代表者及び現所有者代表者)を届け出ていただく必要があります。

現所有者であることを知った日(所有者が亡くなった日)の翌日から3か月を経過した日までに、固定資産現所有者申告書を提出してください。

■家屋に対する減額

○新築住宅に対する減額措置

●要件

①居住部分の割合要件

専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上のものに限る。)

②面積要件

居住部分の床面積が50m²(一戸建以外の貸家住宅は40m²)以上280m²以下であること。

③令和13年3月31日までの間に新築された住宅であること。

●減額される範囲および減額される税額

①居住部分の床面積が120m²以下の住宅の場合

固定資産税額の2分の1相当額

②居住部分の床面積が120m²を超える住宅の場合

固定資産税額の120m²に相当する税額の2分の1相当額

●減額される期間

①一般の住宅(②に表す以外の家屋)

新築後3年度分

(長期優良住宅の場合、申告することにより5年度分になります。)

②3階建以上の中高層耐火住宅など

新築後5年度分

(長期優良住宅の場合、申告することにより7年度分になります。)

○耐震改修工事を行った住宅に対する減額

●要件

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までに耐震基準に適合する改修工事が完了していること。
- ②改修工事費用が 50 万円を超えていること。
- ③工事完了から 3 か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●減額される範囲および減額される税額

改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の 2 分の 1 相当額。ただし、改修床面積が 120m² を超える場合は、120m² までが対象。

○バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額

●要件

- ①新築された日から 10 年を経過した住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までに改修工事が完了していること。
- ② 65 歳以上の方、障がい者、要介護認定者、要支援認定者などの介助の用に資する政令で定めた改修が行われたもので、高齢者などが住む住宅であること。
- ③改修工事費用が、補助金や介護給付金を除き 50 万円を超えていること。
- ④工事完了から 3 か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●減額される範囲および減額される税額

改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の 3 分の 1 相当額。ただし、改修床面積が 100m² を超える場合は、100m² までが対象。

○省エネ改修工事を行った住宅に対する減額

●要件

- ①平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までに改修工事が完了していること。
- ②現行省エネ基準に適合した熱損失防止工事を行っていること。
- ③改修工事費用が、補助金を除き 60 万円を超えていること。
- ④工事完了から 3 か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●減額される範囲および減額される税額

改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の 3 分の 1 相当額。ただし、改修床面積が 120m² を超える場合は、120m² までが対象。

※これらの改修工事を同時に行った場合、組み合わせにより、どちらか一方の減額措置を受けられない場合があります。

※記載内容は、令和 8 年 4 月 1 日現在における減額措置です。(法改正により内容が変更されることがあります。)



軽自動車税

☎ 税務収納課 課税係

■軽自動車税を納める方(納税義務者)

毎年4月1日(賦課期日)現在、町内に主たる定置場所がある軽自動車などを所有している方に課税されます。

自動車税(県税)とは異なり、軽自動車税に月割課税制度はありません。4月2日以降に軽自動車などを取得した場合は、その年度分の税金は課税されませんが、同日以降に廃車や譲渡をした場合は、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■税額

○原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

車 種	税率(年額)
特定小型原動機付自転車(電動キックボード)	0.6kw以下 2,000円
原動機付自転車	50cc以下・0.6kw以下 2,000円
	50cc超90cc以下・0.8kw以下 2,000円
	90cc超125cc以下・1.0kw以下 2,400円
	125cc以下つか4.0kw以下 2,000円
	ミニカー 3,700円
二輪の軽自動車(軽二輪)	125cc超250cc以下 3,600円
二輪の小型自動車(自動二輪)	250cc超 6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円
	その他 5,900円

○三輪以上の軽自動車 「初度検査年月」(自動車検査証に記載)により税額が異なります。

車 種			税率(年額)		
			初度検査が平成27年3月31日以前	初度検査が平成27年4月1日以後	初度検査から13年経過 ※
軽自動車	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四 輪	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※グリーン化を進める観点から、初度検査年月から起算して13年を経過した車両はその翌年度から重課税率が適用されます。

ただし、「燃料の種類」が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリットのもの、および被けん引車は除きます。

○新規登録の車両で、排出ガスおよび燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両については、グリーン化特例が適用されることがあります。

■届出先

軽自動車の登録の届出先は次のとおりです。

車 種	届出先
原動機付自転車/特定小型原動機付自転車/小型特殊自動車	役場第2庁舎1階 税務収納課 課税係
軽二輪/自動二輪	湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038
三輪および四輪の軽自動車	軽自動車検査協会神奈川事務所 湘南支所 ☎050-3816-3119

■原動機付自転車(125cc以下)、特定小型原動機付自転車および小型特殊自動車の手続き

	内 容	必要なもの
廃車	廃棄処分するとき	ナンバープレート
	盗難にあったとき 紛失してしまったとき 乗れなくなって放置してある 町外に転出するとき	標識交付証明書 ※盗難・紛失の場合は、警察署に届け出てから手続きをしてください。 ※ナンバープレートの返却がない場合は、300円の手数料がかかります。
譲渡	町内の方向士の譲渡	標識交付証明書、譲渡証明書
	町外の方に譲る	ナンバープレート、標識交付証明書
	町外の方から譲り受ける	廃車済 廃車証明書、譲渡証明書
		未廃車 ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書
登録	新車・中古車を購入したとき	車体番号などを証明するものまたは販売証明書
	廃車してあった車に再び乗るとき	廃車証明書
	他市区町村から 転入したとき	廃車済 廃車証明書
		未廃車 ナンバープレート、標識交付証明書
変更	車体を買替えたとき	車体番号などを証明するものまたは販売証明書、標識交付証明書
	氏名・住所が変わったとき	標識交付証明書
	ゆたぼんナンバーに変えたいとき	標識交付証明書、ナンバープレート

■減免制度について

心身に障がいのある方やその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車に障がいのある方の通院、通勤・通学などまたは介護のために使用している場合は、軽自動車税の減免が受けられます。

《注》障がい者一人について1台のみ減免されます。すでに自動車税（県税）が減免されている場合は該当しません。
申請は納期限7日前までにお願いします。

必要なもの

納税通知書、運転免許証（マイナ免許証の場合は、作成時に交付される「免許情報確認書」または「マイナ免許証読み取りアプリから印刷した免許情報」、車検証（原付は標識交付証明書）、障害者手帳など

税の証明・閲覧など

■証明など

名 称	内 容	手数料	委任状
町県民税（非）課税証明書 （（非）課税証明）	所得、控除額、税額など	1 通 300 円	要
町県民税所得証明書 （所得証明）	所得、控除額など	1 通 300 円	要
事業証明書	事業所の所在地、名称など	1 通 300 円	要
固定資産評価証明書 （評価証明）	土地・家屋の所有者、所在、評価額など	1 通 基本 300 円 1 件増すごとに 50 円加算 ※	要
固定資産公租公課証明書 （公課証明）	土地・家屋の所有者、所在、評価額、課税標準額、税額など	1 通 基本 300 円 1 件増すごとに 50 円加算	要
住宅用家屋証明書 （専用住宅証明）	租税特別措置法施行令第41条、42条第1項、2項の規定に該当する家屋であることの証明	1 通 1,300 円	不要
原本証明	原本の写しであることの証明	1 件 300 円	不要
軽自動車税 納税証明書 （車検用）	軽自動車税の納税義務者、車両番号など （車検に用いるもの）	無料	不要
納税証明書	町税などの納税義務者、納税額など	1 件 300 円 1 税目増すごとに 50 円加算	要

■閲覧など

名 称	内 容	手数料	委任状
土地・家屋課税台帳	土地：所有者、所在、地積、地目など 家屋：所有者、所在、床面積、種類など	1 件 300 円	不要
公図	土地の地番、位置、形状	1 件 300 円	不要
名寄帳	所有者の町内に所有するすべての土地・家屋の所在、地積・床面積、評価額など	1 件 300 円	要

※委任状欄が「要」のものは、納税義務者などご本人、同居の親族、法人の代表者以外の方が取得する場合に、納税義務者などご本人からの委任状が必要です。

※登記用の評価証明で、横浜地方税務局西湘二宮支局の交付依頼書の提出がある場合には、無料となります。

町税などの納付方法

[図] 税務収納課 収納係

町税などは、下記の方法によって納めることができます。

科目	口座振替	金融機関 など窓口	コンビニエンス ストアなど	スマート フォン決済	クレジットカード決済/ Payシー決済	eL-QR
町民税・県民税・森林環境税(普通徴収のみ)	○	○	○	○	○	○
固定資産税・都市計画税	○	○	○	○	○	○
軽自動車税	○	○	○	○	○	○
国民健康保険料(普通徴収のみ)	○	○	○	○	○	—
介護保険料(普通徴収のみ)	○	○	○	○	—	—
後期高齢者医療保険料(普通徴収のみ)	○	○	○	○	—	—
保育園保育料	○	○	—	—	—	—
保育園副食費	○	○	—	—	—	—
学童保育料	○	○	—	—	—	—
学校給食費	○	○	—	—	—	—
水道料金・下水道使用料	○	○	○	○	—	—

■口座振替

各科目の納期限日に、指定された口座から自動で振替納付ができます。

【申し込み方法】

「湯河原町口座振替依頼・廃止届書」を金融機関窓口へ提出いただくか、「Web口座振替申請サイト」から手続きしてください。

※科目ごとに申請サイトが異なります。詳しくは町ホームページ(<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/16/25098.html>)をご覧ください。

【利用できる金融機関】(全国本支店を利用できます)

○さがみ信用金庫 ○横浜銀行 ○スルガ銀行 ○かながわ西湘農業協同組合 ○三井住友銀行
 ○三島信用金庫 ○ゆうちょ銀行・郵便局 ○みずほ銀行(「湯河原町口座振替依頼・廃止届書」での申請のみ)

【振替方法】

納期限ごとに期別分を振り替える方法となります。ただし、町民税・県民税・森林環境税(普通徴収のみ)と固定資産税(都市計画税を含む)は、全期前納(第1期の納期限に全期分を一括納付する方法)を選択できます。

【振替開始・変更・廃止について】

金融機関から、町が「湯河原町口座振替依頼・廃止届書」を受領した翌月の該当納期分から開始(変更・廃止)となります。ただし、ゆうちょ銀行に限り、翌々月からとなる場合があります。

【振替日について】

振替日は、納期限の日になります。振替日の前日までに口座残高を確認してください。

なお、納期限を過ぎたもの・随期分(すべての納期を終えてから賦課された分)・過年度賦課分(年度をさかのぼって賦課された分)は、口座振替できません。

【ご注意ください】

- ・軽自動車税は、納税義務者が所有するすべての車両が対象となります。
- ・固定資産税・都市計画税は個人名義・共有名義がある場合はそれぞれお申し込みが必要です。また、共有員が変わった場合、再度申し込みが必要です。
- ・国民健康保険料の義務者は世帯主です。
- ・水道料金は、町営水道のみのお取り扱いになります。

■コンビニエンスストアなどでの収納

全国の主なコンビニエンスストアなどの営業時間内であれば、曜日や時間を問わず、手数料なしで納付できます。

【取扱いコンビニエンスストアなど】

○セブン-イレブン ○デイリーヤマザキ ○ファミリーマート ○ミニストップ ○ヤマザキデイリーストアー
 ○ローソン などのコンビニエンスストア
 ○MMK設置店

■スマートフォン決済

スマートフォンやタブレット端末で決済アプリを利用して、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで納付する方法です。

【利用可能な決済アプリ】

○PayPay ○楽天銀行アプリ ○PayB ○au PAY ○ファミペイ ○楽天ペイ

※利用方法については、各アプリのサイトをご確認ください。

※スマートフォン決済アプリの利用限度額は、各アプリにより異なります。

■クレジットカード決済

クレジットカード決済は、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じ、株式会社エフレジが運営する「F-REGI 公金支払い」の湯河原町納付サイト(https://koukin.f-regi.com/fc/yugawara_town/)で手続きできます。

【利用可能なクレジットカード】

○VISA ○マスターカード ○JCB ○アメリカン・エクスプレス ○ダイナースクラブ

■ペイジー決済

ペイジー決済は、各金融機関のインターネットバンキングにより納付する方法です。詳しくは、エフレジ公式サイト(<https://www.f-regi.com/service/pay-easy.html>)をご確認ください。

■QRコード決済

納付書に印字されているQRコードより、全国のeL-QR対応金融機関および各種スマートフォン決済アプリで納付ができます。

対象科目は町民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税のみとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、地方税共同機構ホームページ(<https://www.lta.go.jp>)をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■窓口納付

納付書をお持ちのうえ、次の機関の窓口で納めることができます。

○湯河原町役場(出納室) ○さがみ信用金庫 ○横浜銀行 ○スルガ銀行 ○かながわ西湘農業協同組合

○三島信用金庫 ○ゆうちょ銀行・郵便局

町税口座振替納付推進事業

☎ 税務収納課 収納係

「町民税・県民税・森林環境税(普通徴収)」「固定資産税・都市計画税」において、口座振替の申し込みをした人と、すでに口座振替で納付している人に、町内施設の共通招待券を1枚お送りします。詳しくは、町ホームページ(<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/16/20096.html>)をご覧ください。

※事業を変更・終了する可能性があります。

科目別納期の一覧表

☎ 税務収納課 収納係

納期月	町民税・県民税・ 森林環境税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険料	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	水道料金・ 下水道使用料
4月	—	—	—	—	—	—	4月
5月	—	1期	1期	—	—	—	5月
6月	1期	—	—	1期	1期	—	6月
7月	—	2期	—	2期	2期	1期	7月
8月	2期	—	—	3期	3期	2期	8月
9月	—	—	—	4期	4期	3期	9月
10月	3期	—	—	5期	5期	4期	10月
11月	—	—	—	6期	6期	5期	11月
12月	—	3期	—	7期	7期	6期	12月
1月	4期	—	—	8期	8期	7期	1月
2月	—	4期	—	9期	9期	8期	2月
3月	—	—	—	10期	10期	9期	3月

※納期限は、各期とも末日です。(ただし、12月は25日です。)なお、末日が土日祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

※水道料金・下水道使用料12月分の納期限は翌月4日です。なお、4日が土日祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

※水道料金・下水道使用料の納期は、町営水道の納期になります。

※町内には町営水道の給水区域と簡易水道組合の給水区域がありますので、簡易水道組合の納期は下記にお問い合わせください。

宮下簡易水道組合 ☎62-4651

納期限内の納付をお願いします

町税などの納付義務者が、納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。町税などを滞納し、納期限を過ぎて納付する場合、本来納付すべき町税などのほかに、延滞金に加算されることがあります。

町税などを滞納している納付義務者に対しては、納期限後30日以内に、督促状を送付します。この督促状の送付後も納付がない場合は、電話や文書などにより納付を催告しています。それでもなお放置している納付義務者に対しては、租税債権などを確保するため、やむを得ず財産(預貯金・給料・不動産など)を差押え、また、その財産を換価(現金化)し、滞納町税などに充てています。

町税などは納期限までに納付しましょう。

町税などのお支払窓口

問 出納室会計課

町税などの納付書をお持ちの方は、次のところで納めることができます。

役場第2庁舎1階 出納室 8:30～17:15

(9:00～12:00、13:00～15:00は指定金融機関派出窓口でお受けします。)

※納付書をお持ちでない場合は、税務収納課(出納室横)で再発行いたします。

※お支払いは、現金のみの取扱いとなっております。

■納められるもの

- 個人町民税・県民税・森林環境税
- 法人町民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 町たばこ税
- 入湯税
- 宿泊税「令和8年4月～実施」
- 国民健康保険料
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 保育園保育料
- 保育園副食費
- 学童保育料
- 学校給食費
- 水道料金・下水道使用料
- その他湯河原町発行の納付書

■納められないもの

- 湯河原町以外の地方公共団体の税など
- 県税(自動車税・個人事業税など)
- 国税(消費税・所得税など)
- 国民年金保険料
- 電気・ガス・電話料金
- 簡易水道組合管轄の水道料金

※指定金融機関派出窓口では預金口座への入出金、振込、両替、通帳の記帳などは行えません。

■その他販売しているもの

- 真鶴有料道路通行回数券
- 普通車 16,000円(冊)
- 軽自動車 12,000円(冊)
- 10枚ごとでもご購入いただけます。

※収入印紙、県の証紙は販売していません。



保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、加入者からいただく保険料や公費負担で運営され、突然の病気やケガの医療費負担を軽くする「助け合い」の制度です。

加入条件

☎ 住民課 保険年金係

職場の健康保険(社会保険など)に加入している方およびその被扶養者や生活保護を受けている方などを除く、75歳未満の方は、原則としてお住まいの市区町村の国民健康保険に加入しなければなりません。

各種届け出

☎ 住民課 保険年金係

次のようなときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出にあたっては、本人確認ができるもの(52ページ参照)の提示をお願いします。

	こんなとき	必要なもの
加 入	職場の健康保険を脱退したとき(会社などを退職したとき) ※任意継続保険加入者は除きます。	保険資格喪失証明書または退職証明書など、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	他の市区町村から転入したとき	転入届とあわせて手続きができます。
	子どもが生まれたとき	出生届とあわせて手続きができます。
脱 退	職場の健康保険に加入したとき(会社などに勤めたとき)	新旧(国民健康保険および職場の健康保険)の資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	生活保護を受けることになったとき	保護決定通知書、資格確認書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	他の市区町村へ転出するとき	資格確認書(転出届とあわせて手続きができます。)
	死亡したとき	死亡された方の資格確認書
その他	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を申請するとき	資格確認書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの 入院日数が申請日より前12か月以内に90日を越える場合は、入院していたことがわかる領収書など
	特定疾病療養受療証を申請するとき	資格確認書、申請書(医師の証明を受けたもの)、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	子どもが就学のため、他の市区町村に転出するとき	資格確認書、在学証明書、本人確認ができるもの
	資格確認書または資格情報のお知らせの再発行を申請するとき	本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	保険料の口座振替の依頼をするとき	口座届出印、通帳 ※届書の提出は金融機関へ

※口座振替については、61ページ「町税などの納付方法」をご覧ください。

保険料

☎ 住民課 保険年金係

- 加入者一人一人について、所得割、世帯別平等割、均等割の3方式により保険料を算定し、世帯ごとにまとめた額を世帯主に請求します。
- 所得が基準額以下の場合、保険料の軽減措置があります。(所得の申告が必要です。)
- 会社の倒産や解雇などの理由による非自発的失業の減免制度があります。(詳しくは、住民課保険年金係へお問い合わせください。)
- 国民健康保険料の決定通知書は、6月に発送します。原則として、年間保険料を6月から翌年3月までの10期で納めていただきます。(年金からの天引きの場合は、年6回となります。)
- 40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号保険料(介護納付金分)が合算されます。
- 後期高齢者医療制度の財源のうち、75歳以上の方の保険料(1割)や公費による補助(5割)を除いた4割分は、0歳から75歳未満の方の支援金によってまかなわれており、国民健康保険料の中に含まれています。

- 子育て世帯を支える連携の仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が合算されます。
- 加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として、世帯主の年金から天引きされます。希望されない方は、金融機関にて口座振替への手続きをしたうえで、「国民健康保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼届書の本人控」を住民課へ提出することにより、口座振替に変更できます。

給付内容

〔固〕住民課 保険年金係

	こんなとき	こんな給付が	必要なもの
療養給付	病気やケガをしたとき	総医療費の7・8割を国民健康保険が負担します。残りの2・3割を自己負担分としてお支払いください。	医療機関などの窓口で資格確認書を提示してください。
療養費	急病など、緊急その他やむを得ない事情で資格確認書を持たずに医療機関にかかったとき	医療費の全額を負担したあと「療養費の支給申請」をしてください。 審査の結果承認されると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。	①診療報酬明細書②領収書③資格確認書④振込先口座(世帯主名義)⑤マイナンバーが確認できるもの
	コルセットなど医師が必要と認めた治療用の装具を作ったとき		①医師の証明書②領収書③資格確認書④振込先口座(世帯主名義)⑤マイナンバーが確認できるもの
	国外で治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く。)		①診療内容明細書、領収明細書(日本語の翻訳が必要です。)②調査に関わる同意書③パスポート④資格確認書⑤振込先口座(世帯主名義)⑥マイナンバーが確認できるもの ※①②については住民課保険年金係に様式があります。
高額療養費	入院などで高額な医療費を支払ったとき	同一の診療月において、医療機関などで支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が支給されます。(自己負担限度額は、年齢や所得状況によって異なります。また、入院時の差額ベッド代、食事代など、保険給付の対象とならないものは計算に含まれません。)	高額療養費の支給対象となる方には、医療機関などにかかってから約2～3か月後に世帯主宛に申請書を送付しますので手続きをしてください。 ①必要事項を記入した申請書②振込先口座③マイナンバーが確認できるもの
高額介護療養費	医療費と介護サービス費の両方を支払ったとき	同一世帯加入者の1年間(前年の8月1日から7月31日まで)に支払った医療と介護の負担の合計が、自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が支給されます。	①申請書(対象となる方に申請の案内と申請書を送付します。) ②振込先口座(世帯主名義)③マイナンバーが確認できるもの
(高額療養費) 外来年間合算	前年の8月1日から7月31日までに、外来診療で支払った医療費が144,000円を超えたとき	年間上限額144,000円を超えた金額が支給されます。(7月31日時点で、高額療養費の自己負担限度額の区分が、一般または低所得区分に該当する70～74歳までの方が対象です。)	支給対象となる方には世帯主宛に申請書を送付しますので手続きをしてください。 ①必要事項を記入した申請書②振込先口座(世帯主名義)③マイナンバーが確認できるもの
一時金 出産育児	加入者が出産したとき(妊娠85日以上の子死産・流産も対象になります。)	50万円が支給されます。(医療機関が直接支払制度に加入している場合は、出産費用に「出産育児一時金」が充てられます。)	出産費用が50万円を下回り差額が生じた場合や、医療機関が直接支払制度に未加入の場合は、住民課での手続きが必要となります。詳しくは、住民課保険年金係へお問い合わせください。
葬祭費	加入者が死亡し、葬祭を行ったとき	葬祭を行った方(喪主)へ5万円が支給されます。	①死亡された方の資格確認書(世帯主変更が生じた場合は、他の加入者の資格確認書も含む。) ②葬儀の領収書③会葬礼状など(喪主が確認できるもの) ④振込先口座(申請者本人名義)

保険・年金

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

☎ 住民課 保険年金係

ご本人が自己負担限度額までを医療機関に支払い、自己負担限度額を超える分を町から医療機関に直接支払う方法があります。

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の申請は不要です。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関等では、受診時にマイナ保険証を提示し、同意すれば窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

マイナ保険証を利用しない方は、住民課に申請して、従来通り限度額適用認定証も発行できます。

70歳から74歳の方

☎ 住民課 保険年金係

国民健康保険に加入している70歳以上の方には、医療機関窓口での自己負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

なお、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、満70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日月)診療分から誕生日(1日生まれの方は前月)の末日までに町から郵送します。

特定疾病の負担軽減

☎ 住民課 保険年金係

厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の方の場合は「特定疾病療養受療証」を提示すれば、1つの病院での1か月の自己負担が1万円(70歳未満の人工透析患者で上位所得者は2万円)までとなります。

該当する方は、資格確認書、医師の証明書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるものをお持ちになって申請をしてください。

交通事故などにあったら

☎ 住民課 保険年金係

交通事故など、加害者(第三者)から傷害を受けたときの治療費は、加害者が損害賠償金として負担することが原則です。「第三者行為による傷病届」を提出することにより国民健康保険を適用し治療を受けることができます。この場合、町が治療費を立て替え加害者に請求することになります。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国民健康保険が適用できないことがありますので、必ず届け出をしてください。

また、警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに相談ください。



後期高齢者医療制度

平成20年4月から、原則として、75歳以上の方を対象に開始された医療保険制度です。

手続きは必要なく、75歳の誕生日前日にそれまで加入していた健康保険を脱退し、誕生日以降は後期高齢者医療制度の加入者となり、「資格確認書」がご自宅に郵送されます。

資格確認書の交付や保険料の賦課は県内のすべての市区町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が中心となり、市区町村と連携・協力しながら制度を運営しています。

※65歳～74歳で一定の障がいのある方も、申請をすることにより加入することができます。

保険証

問 住民課 保険年金係

加入者一人一人に「資格確認書」が交付されます。自己負担割合は、前年所得を基準として、1割・2割・3割のどちらかに判定されます。

各種届け出

問 住民課 保険年金係

届け出にあたっては、本人確認ができるもの(52ページ参照)の提示をお願いします。

	こんなとき	必要なもの
加 入	他の市区町村から転入したとき	転入届とあわせて手続きができます。 前住所地で交付された「負担区分等証明書」を添付してください。(県内からの転入の場合は必要ありません。)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	65歳～74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度への加入を希望するとき	身体障害者手帳などまたは医師の診断書、加入中の健康保険資格確認書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
脱 退	他の市区町村へ転出するとき	資格確認書(転出届とあわせて手続きができます。)
	生活保護を受けることになったとき	保護決定通知書、資格確認書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	死亡したとき	死亡された方の資格確認書
	65歳～74歳の加入者が障がい非該当になったとき、または障がい認定の撤回の申請をするとき	資格確認書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
その他	特定疾病療養受療証を申請するとき	資格確認書、医師の証明書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	資格確認書の再発行を申請するとき	本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるもの
	保険料の口座振替の依頼をするとき	口座届出印、通帳 ※届書の提出は金融機関へ

※口座振替については、61ページ「町税などの納付方法」をご覧ください。

保険料

問 住民課 保険年金係

○保険料は、前年所得による所得割と均等割により年額を算定し、原則として7月から翌年3月までの9期で納めていただきます。(年金からの天引きの場合は、年6回となります。)

○所得が基準額以下の場合は、保険料の軽減措置があります。(所得の申告が必要です。)

○保険料の納付方法は、原則として、年金天引きですが、希望されない方は、金融機関にて口座振替への手続きをしたうえで、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼届書の本人控」を住民課へ提出することにより、口座振替に変更できます。

給付内容

〔問〕住民課 保険年金係

	こんなとき	こんな給付が	必要なもの
療養給付	病気やケガをしたとき	総医療費の7割・8割・9割を後期高齢者医療制度が負担します。残りの3割・2割・1割を自己負担分としてお支払ください。	医療機関などの窓口で資格確認書を提示してください。
療養費	急病など、緊急その他やむを得ない事情で資格確認書を持たずに医療機関にかかったとき	医療費の全額を負担したあと「療養費の支給申請」をしてください。 審査の結果承認されると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。	①診療報酬明細書②領収書③資格確認書④振込先口座(本人名義)⑤マイナンバーが確認できるもの
	コルセットなど医師が必要と認めた治療用の装具を作ったとき		①医師の証明書②領収書③資格確認書④振込先口座(本人名義)⑤マイナンバーが確認できるもの
	国外で治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く。)		①診療内容明細書、領収明細書など(日本語の翻訳が必要です。)②調査に関わる同意書③パスポート④資格確認書⑤振込先口座(本人名義)⑥マイナンバーが確認できるもの ※①②については、住民課保険年金係に様式があります。
高額療養費	入院などで高額な医療費を支払ったとき	同一の診療月において、医療機関などで支払った一部負担金の合計が、自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が支給されます。(自己負担限度額は、所得状況によって異なります。また、入院時の差額ベッド代、食事代など保険給付の対象とならないものは計算に含まれません。)	高額療養費の支給対象となる方には、医療機関などにかかってから約3～4か月後に申請書が送付されますので手続きをしてください。 ①必要事項を記入した申請書②振込先口座(本人名義)③マイナンバーが確認できるもの ※1度申請いただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。
高額介護療養費	医療費と介護サービス費の両方を支払ったとき	同一世帯加入者の1年間(前年の8月1日から7月31日まで)に支払った医療と介護の負担の合計が、自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が支給されます。	①申請書(対象になる方に申請の案内と申請書が送付されます。) ②振込先口座(本人名義)③マイナンバーが確認できるもの
高額療養費(外来年間合算)	前年の8月1日から7月31日までに外来診療で支払った医療費が144,000円を超えたとき	年間上限額144,000円を超えた金額が支給されます。 (7月31日時点で自己負担限度額の区分が一般または低所得区分に該当する方が対象です。)	支給対象となる方には申請書が送付されますので手続きをしてください。 ①必要事項を記入した申請書(月毎の高額療養費の申請で、すでに振込先の口座を登録されている場合、申請手続きは必要ありません。) ②振込先口座(本人名義)③マイナンバーが確認できるもの
葬祭費	加入者が死亡し、葬祭を行ったとき	葬祭を行った方(喪主)へ5万円が支給されます。	①死亡された方の資格確認書②葬儀の領収書③会葬礼状など(喪主が確認できるもの)④振込先口座(申請者本人名義)

保険・年金



減額認定証・限度額適用認定証

問 住民課 保険年金係

後期高齢者医療制度の「限度額適用認定証」および「減額認定証」は、廃止されました。

今後、医療機関等で限度額の区分を求められた場合には、マイナ保険証を利用するか、限度額の区分が記載された「資格確認書」※を提示することで、限度額を超える支払いが免除されます。

※限度額の区分が記載された「資格確認書」の交付を希望される場合は、窓口で申請書をご提出ください。

特定疾病の負担軽減

問 住民課 保険年金係

厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の方の場合は「特定疾病療養受療証」を提示すれば、1つの病院での1か月の自己負担が1万円までとなります。

該当する方は、資格確認書、医師の証明書、本人確認ができるもの、マイナンバーが確認できるものをお持ちになって申請をしてください。

交通事故などにあったら

問 住民課 保険年金係

交通事故など、加害者(第三者)から傷害を受けたときの治療費は、加害者が損害賠償金として負担することが原則です。

「第三者行為による傷病届」を提出することにより後期高齢者医療保険を適用し治療を受けることができます。この場合、広域連合が治療費を立て替え加害者に請求することになります。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、後期高齢者医療保険が適用できないことがありますので使用するときは、必ず届け出をしてください。

また、警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに相談ください。



介護保険制度

制度の概要

〔図〕介護課 介護保険係

介護保険制度は、わたしたちの住む市区町村が運営しています。

40歳以上の皆さんが被保険者として介護保険料を納め、介護が必要となったときに、介護サービスを利用できる仕組みとなっています。

■背景

- 急速な高齢化により、介護を必要とする高齢者が増えている。
- 介護する家族の高齢化、介護期間の長期化などにより、家族の負担が増大している。

■目的

- サービスの統合化
介護に関する保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供することにより、福祉と医療それぞれの専門家との連携が取りやすくなり、より多様で柔軟なサービスの提供が受けられます。
- 選択できるサービス
要介護認定の区分に応じて、多様な保健・医療・福祉サービスの中から、自分にあったサービスを選択することができます。
- 国民全体で高齢者介護を支える
平等な負担で公平なサービスを受けられるという理念のもと、老後の最大の不安である介護を社会全体で支える仕組みとなっています。

■保険者

湯河原町

■被保険者および介護保険料

- 第1号被保険者（65歳以上の方）
保険料は、公的年金から天引きされるほか一定額未満の年金受給者などについては、町から送付される納付書等により納めます。
- 第2号被保険者（40～64歳の方）
保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。

■要介護認定

介護サービスを利用するには、要介護認定を受けることが必要です。

■保険給付

ケアマネジャーなどと相談のうえ、利用者の選択により、次のようなサービスが受けられます。

- 在宅サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）
- 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- 地域密着型サービス（グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービスなど）

■利用者負担

原則、費用の1割（一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて2割もしくは3割）を負担します。



吉浜120-1 ☎0465-64-1700
介護老人福祉施設・ショートステイ

シーサイド湯河原
(全室個室)

地域の皆さまの一助となれますように——
担当職員が、ご相談・ご見学に応じます。
お気軽にお問い合わせください。



鍛冶屋627 ☎0465-63-2586
介護老人福祉施設・ショートステイ

心花春(こはる)

地域の皆さまの一助となれますように——
施設見学もできます。
お気軽にお問い合わせください。



要介護認定の受けかた

問 介護課 介護保険係

介護保険サービスなどを利用するには、まずは市区町村が行う要介護認定を受ける必要があります。要介護認定とは、どれくらいの介護や支援が必要かなどを判断するための審査で、主な手続きの手順は、次のとおりです。

手順1 申請書の提出

介護保険サービスを希望する方は、介護課に要介護（支援）認定の申請をしましょう。
申請用紙は、介護課窓口にて用意してあります。（ホームページからダウンロードもできます。）
また、入院中または心身状態などから窓口に行くことが困難な方は、入院先の医療相談員や地域包括支援センターなどにご相談ください。



手順2 要介護認定

申請をすると、訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な要介護度が決まります。

訪問調査

町職員がご自宅などを訪問し、心身状態や居住環境などについて聞き取り調査を行います。

【留意事項】

- 調査日等は、本人のご都合を踏まえ、調整させていただきます。
- 調査の際は、できる限り、主介護者の同席をお願いします。
- 病状の変化が著しい場合は、調査ができないことがあります。

主治医意見書

介護課の依頼により、主治医が意見書を作成します。

【留意事項】

- 主治医が複数いる方は、特に介護や支援を要する疾患の診療を行っている先生を指定してください。
- 主治医がいない方は、介護課にご相談ください。



一次判定（コンピューターによる判定）

訪問調査の結果や、主治医意見書の一部をコンピューター入力し、一次判定を行います。

二次判定（認定審査会による判定）

一次判定の結果、主治医意見書および訪問調査の特記事項に基づき、保健・医療・福祉の専門委員が審査をします。

⇒ 認定

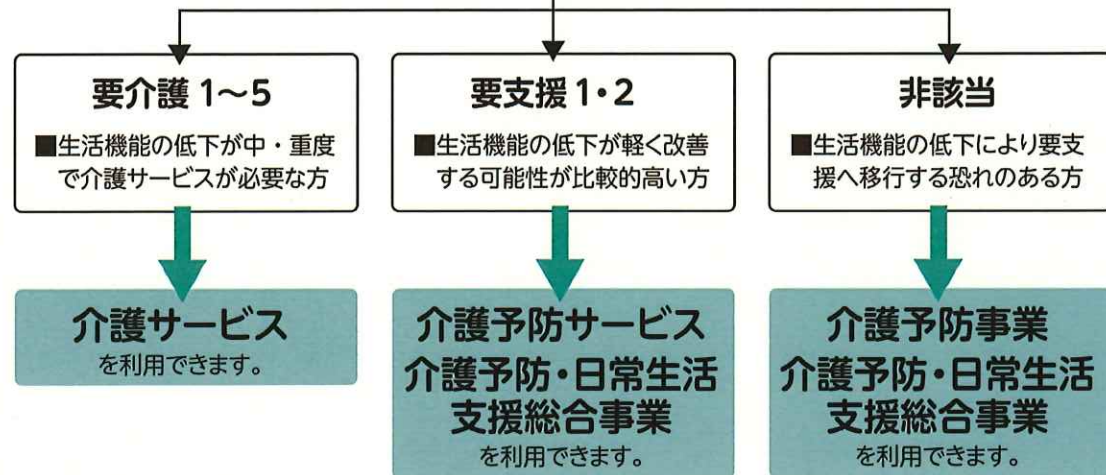


保険・年金

手順3 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、
介護課から認定結果が通知されます。

認定



※各サービスの概要は、77、78 ページをご覧ください。

保険・年金

=留意事項=

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が要介護認定を受けるためには、介護を要する原因が、次の特定疾病による場合に限られます。該当するか否かは、申請する前に主治医などにご相談ください。

= 特定疾病 =

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ①がん（がん末期） | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

※手続きの詳細は、町または地域包括支援センターにご相談ください。



介護予防・日常生活支援総合事業

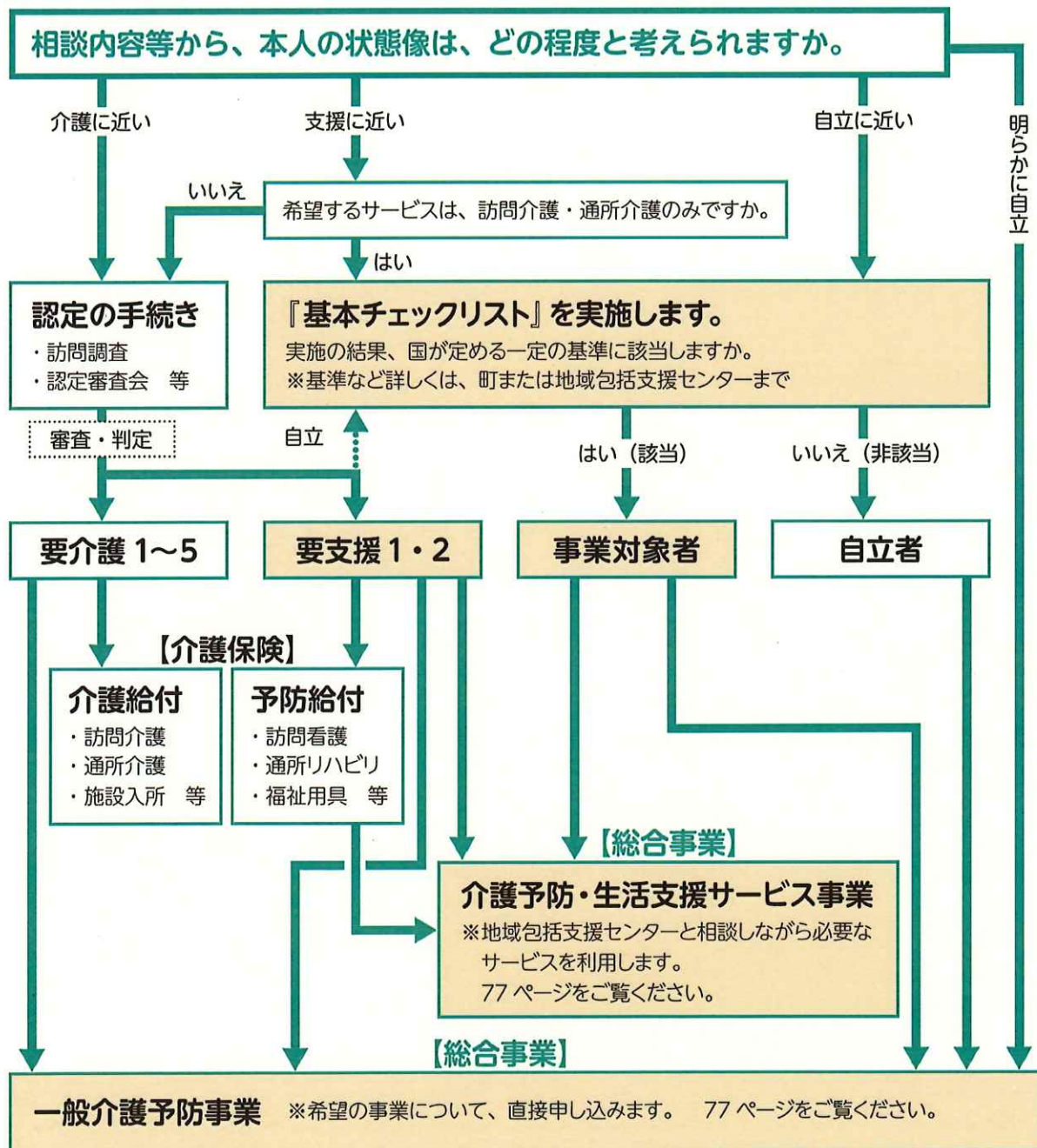
図 介護課 高齢者福祉係

- ◆ 今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくことが予測されるなか高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で支えるとともに、自身も自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防するため、湯河原町では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の主な特徴

介護予防・日常生活支援総合事業は町が行う介護サービスです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

2 利用までの流れ



介護保険サービスを利用するには

問 介護課 介護保険係

介護保険制度では、認定された要介護度ごとの支給限度額に応じて、サービスを受けることができますが、そのためには、原則、次のような手続きが必要となりますので、サービスを受けるときには、お早めに手続きをしましょう。

■要介護1～5と認定された方

《在宅でサービスを受けるまでの必要な手続き》

手順1 ケアマネジャーを選び連絡します。

- ◆ケアマネジャー（75ページ）を選びケアマネジメントの契約をします。ケアマネジャーには「ケアプランの作成をお願いしたい」ということを伝えてください。

手順2 依頼届出書を提出します。

- ◆ケアマネジャーと契約後『居宅サービス計画作成依頼届出書』を町介護課に提出します。（届出用紙は介護課に用意してあります。）
- ◆届出書の提出は、ケアマネジャーに依頼することもできます。

手順3 介護サービスを選択します。

- ◆ケアマネジャーと相談しながら、介護サービスを選択し、ケアプランを作成します。

手順4 作成されたケアプランを確認します。

- ◆ケアプランや介護サービスの内容、自己負担額などの説明を受け、確認・同意します。
- ◆ケアプランを直してもらいたいときは、はっきりとその旨を伝えましょう。

手順5 サービス提供事業者と契約します。

- ◆利用するサービス提供事業者と契約をします。
- ◆内容などは、トラブルを未然に防止するためにも必ず確認してください。

手順6 サービスの利用を開始します。

- ◆サービスを利用する際は『介護保険被保険者証（オレンジ色）』、『負担割合証（黄色）』、『サービス利用票』をサービス提供事業者に提示してください。



《施設でサービスを受けるまでの必要な手続き》

介護保険施設に入所・入居を希望される方

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。



《湯河原町内のケアマネジャーの一覧》

ケアマネジャーとは

ケアマネジャーは、本人に適したケアプランの作成などを行う福祉・介護知識をもった専門家です。介護などに関する不安や疑問など、遠慮なく相談しましょう。

介護サービスをうまく利用するには

ケアマネジャーには、守秘義務がありますので、安心して困っていることなどを伝えるとともに、どのようにしたいか、本人や家族などができることを伝え、本当に必要なサービスを利用しましょう。



	事業者名	所在地	営業日など	電話番号
1	アイルケア アネックス	中央1丁目	月～金曜日 9:00～17:00	62-7717
2	コージケアプランニング	土肥5丁目	月～金曜日 9:00～17:00	60-1617
3	(株)ティー・シー・エス 湯河原営業所	土肥2丁目	月～金曜日 8:30～17:30	60-2000
4	トウスマイルケアセンター湯河原事業所	土肥5丁目	月～土曜日 9:00～18:00	60-0855
5	ニューライフ湯河原居宅支援センター	吉浜	月～金曜日 8:30～17:30	60-1554
6	居宅介護支援事業所 ハーモニー	土肥3丁目	月～金曜日 9:00～18:00	43-7967
7	居宅介護支援事業所 ひかり	宮上	月～金曜日 9:00～17:00	63-3309
8	ピースケアセンター	中央1丁目	月～金曜日 9:00～17:00	20-3072
9	百年の杜ケアプランニング	中央5丁目	月～金曜日 8:30～17:30	43-6214

※参考までに町内のケアマネジャーのみ掲載しています。

利用者などの希望により、他市町村に所在するケアマネジャーに依頼することもできます。

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用するには

☎ 介護課 高齢者福祉係

■要支援1・2と認定された方、または事業対象者と判定された方

《介護予防サービスなどを受けるまでの必要な手続き》

手順1 湯河原町地域包括支援センターに連絡します。

- 地域包括支援センターに連絡し、ケアプラン作成の依頼を行い、契約をします。
- 連絡の際には「ケアプランの作成をお願いしたい」ということを伝えてください。
- ※湯河原町地域包括支援センターについては、76ページをご覧ください。

手順2 『依頼届出書』を提出します。

- 地域包括支援センターと契約後「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を町介護課に提出します。
- 届出書の提出は、地域包括支援センターの職員に依頼することもできます。

手順3 介護予防サービスを選択します。

- 地域包括支援センターから担当する職員がご自宅などを訪問しますので、相談しながら利用したいサービスを選択し、ケアプランを作成していきます。

手順4 作成されたケアプランを確認します。

- ケアプランの内容、利用料などについて説明を受け、確認・同意をします。
- ケアプランを直してもらいたい場合などは、はっきりとその旨を伝えましょう。

手順5 サービス提供事業者と契約します。

- 利用するサービス提供事業者と契約をします。
- 契約の際は、サービスの内容・条件などを必ず確認してください。

手順6 サービスの利用を開始します。

※要支援1・2の方は、施設サービスを利用することはできません。

※事業対象者の方は、訪問型サービス・通所型サービス以外のサービスを利用することはできません。

■ 自立と認定された方

《介護予防事業を受けるまでの必要な手続き》

1 対象者を把握します。

生活機能が低下しつつあり、支援などが必要となる恐れがある高齢者の方を、さまざまな方法で早期に把握します。

=対象者の把握方法=

- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方
- 本人、家族などから連絡・相談があった方
- 主治医、民生委員などから連絡があった方
- 保健師等の訪問活動などで生活機能の低下がみられた方
- 要介護認定などで非該当となった方

2 対象者を決定します。

基本チェックリストの結果などから、生活機能が低下傾向にあり、将来的に支援などが必要となる恐れがある高齢者の方を決定します。

3 面接をして状況確認を行います。

町が対象者の状況などについて必要に応じて聴き取りをします。

4 サービスの利用開始

※サービスの内容などは77ページをご覧ください。

※事業(教室)開催にあたっては、「広報ゆがわら」などで随時お知らせしますので、内容をご確認のうえ、お申し込みください。



介護予防事業に関する窓口は、介護課へお気軽にご相談ください。

湯河原町地域包括支援センター

☎ 介護課 高齢者福祉係

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。ここでは、保健師等・社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関する介護予防マネジメントや高齢者の総合相談支援を行います。

〔設置主体〕 湯河原町

〔所在地〕 吉浜1906

(介護老人保健施設 ニューライフ湯河原内)

〔電話番号〕 60-0222

〔FAX〕 60-0223

〔職員体制および業務内容〕

専門職が連携して、次の業務を行います。

=職員体制=

保健師など 社会福祉士 主任ケアマネジャー ケアマネジャー

=業務内容=

《介護予防ケアマネジメント業務》

介護予防対象者に、ケアプランの作成、評価などを行います。

《地域支援の総合相談受付業務》

介護保険以外のさまざまな制度や、地域資源との連携による制度横断的な支援を行います。

《権利擁護、虐待の早期発見・防止》

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止に努めます。

《ケアマネジメント支援業務》

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの後方支援を行います。



一般財団法人 生活保健協会
介護老人保健施設
ニューライフ湯河原
NEW LIFE YUGAWARA

湯河原町吉浜1906

☎0465-60-1555

笑顔が奏でる未来への応援歌

介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護、リハビリテーション、栄養管理や食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。入所の他、ショートステイ、通所・訪問リハビリを提供します。

あした

居宅支援センターは、要介護と認定された方が、適切な介護サービスを受けられるようにするためにケアプランを作成します。

湯河原町地域包括支援センターは、令和3年4月から湯河原町より委託されました。高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点とし、主に介護予防マネジメントや高齢者の総合相談援助を行います。

ニューライフ湯河原 居宅支援センター

☎0465-60-1554

湯河原町地域包括支援センター

☎0465-60-0222



総合事業・高齢者福祉サービス

☎ 介護課 高齢者福祉係

《介護予防・生活支援サービスの紹介》

1 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

- (1)従来型サービス(介護予防訪問介護相当)
ホームヘルパーによる日常生活上の支援を受けることにより、心身機能の維持・改善、生活機能の向上を目指すサービスです。
- (2)住民主体によるサービス(訪問型サービスB)
住民主体による自主活動として掃除、洗濯などの生活援助などを提供するサービスです。
- (3)移動支援(訪問型サービスD)
介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援などを行うサービスです。

2 通所型サービス（デイサービス）

- (1)従来型サービス(介護予防通所介護相当)
デイサービスなどにおいて、日常生活上の支援と機能訓練などを受けることにより、心身機能の維持・改善を図るとともに、生活機能の向上を目指すサービスです。
- (2)住民主体によるサービス(通所型サービスB)
住民主体による自主活動として、定期的な通いの場を提供するサービスです。

《一般介護予防事業サービスの紹介》

1 げんき応援教室

転倒骨折の防止および加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチや簡易な器具を用いた運動などを行います。

2 お口の健康教室

歯科衛生士などが、歯みがきや義歯の手入れの指導や摂食・えん下(飲み込み)機能を向上させる訓練などを行います。

3 頭の体操教室

認知症予防に関心の高い方や軽度の認知障がいのある方に対し、認知機能訓練や趣味活動、運動などに関するプログラムを提供します。

4 転倒予防教室

骨密度測定、足圧、足型チェックや簡易な器具を用いた運動などを行うことにより転倒、骨折などを防ぎます。

5 グループリビングほのぼの

自宅の居間でくつろぐような雰囲気の中で1日を楽しみ過ごす「通い」のサービスを提供します。

【場 所】城堀会館

【開 催】毎週火曜日(祝日と第5火曜日を除く。)

【対象者】65歳以上の方

【申し込み】電話または直接、介護課までお申し込みください。

6 公園体操

生活習慣病や転倒・骨折の予防を目的として、講師と一緒に、楽しく体を動かす公園体操を行います。

【場 所】桜木公園・さくらんぼ公園など

【開 催】日程は介護課までお問い合わせください。

【対象者】誰でも自由に参加できます。

【持ち物】タオル、飲物

【申し込み】お申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

7 フレイルチェック

自分の身体にフレイル(加齢により筋力や心身の活力が低下した状態)の兆候が出ているかを専門のプログラムを通してチェックします。

8 紙おむつ等支給事業

重度の要介護高齢者などを在宅で介護している家族に対して、紙おむつなどを支給し、家族などの経済的負担の軽減を図るサービスです。

【対象者】住民税非課税世帯で在宅の要介護4または5の方

【支給品】紙おむつ、尿とりパッド

【自己負担】購入費用の1割

(公費負担の上限額は月額6,250円)

【申し込み】介護課までご相談、お申し込みください。

9 布ぞうり教室・手作りを楽しもう会

布ぞうりづくりや手芸などを楽しめる教室です。

【場 所】地域会館

【対象者】誰でも参加できます。

【持ち物】いらなくなったTシャツ、布や毛糸など裁縫道具

【申し込み】電話または直接、介護課までお申し込みください。

保険・年金

10 健康カラオケ

カラオケ機を使用し、リズムに合わせて健康体操などを行います。

11 人生これからだ！いがく

高齢者の生涯学習の場として、知識や教養、趣味活動などを学べる講座を行います。

12 かんたんスマホ教室

スマホを持っていない、使い方がわからないなど初心者向けの講座です。

【場 所】防災コミュニティセンター

【開 催】毎月第4水曜日

【対象者】65歳以上の方

【申し込み】電話または直接、介護課までお申し込みください。

13 湯河原温泉のんびり家族介護者交流事業

町内在住の要介護者(要介護3～5、または認知症高齢者)などを在宅で介護するご家族が、湯河原温泉でのんびりしていただくことで、心身のリフレッシュを図るとともに、家族介護者同士での交流を図ります。

保険・年金

家庭復帰・自立生活を目指して

入所・短期入所・通所リハビリ

医療法人社団 桜会

介護老人
保健施設 **葵の園・熱海**

熱海市泉61-1

☎0465-60-2211



利用できるサービス

[問] 介護課 介護保険係

ケアマネジャーと相談しながら、必要なサービスを組み合わせて利用します。

なお、詳しくは、介護課にご相談いただくか、介護課窓口で配付する『医療・介護のサービスガイド』をご覧ください。

■在宅サービス

サービス名	概 要
① 訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどが利用者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言などの必要な日常生活上の援助を行います。
② 訪問入浴	自宅を入浴車などで訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介助を行うことで、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持などを図ります。
③ 訪問リハビリ	自宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
④ 訪問看護	訪問看護ステーションや病院の看護師などが、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
⑤ 居宅療養管理指導	病院などの医師、薬剤師などが、自宅を訪問して心身の状況や生活環境などを把握して療養上の管理および指導を行います。
⑥ 通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活についての相談や健康状態の確認などの日常生活の支援と機能訓練などを受けます。サービスは利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、介護者などの身体的・精神的負担の軽減を目的とします。
⑦ 通所リハビリ(デイケア)	介護老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを受けます。
⑧ 福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者などの、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すものです。「車いす」や「特殊ベッド」などが対象です。
⑨ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入居者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談などの日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の支援などを行います。
⑩ 短期入所(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所し、その施設で入浴・排せつ・食事の介護など日常生活の支援や機能訓練を受けます。
⑪ 福祉用具購入	在宅の要介護者などが、入浴や排せつに用いる特定の福祉用具または福祉用具を購入したときは、福祉用具購入費が支給されます。 1年度10万円を上限として、「腰掛便座」や「入浴補助用具」などが対象となります。
⑫ 住宅改修	在宅の要介護者などが、手すりの取り付けなど特定の住宅改修を行ったときは、住宅改修費が支給されます。 1住宅20万円を上限として、「手すりの取り付け」や「段差の解消」などが対象となります。

保険・年金



鍛冶屋627

☎0465-63-2586

心花春(こはる)

デイサービス
ショートステイ



介護の
ご相談
お気軽に
どうぞ



■施設サービス

サービス名	概 要
① 介護老人福祉施設	施設では、食事や排せつ、入浴などの日常生活の介護のほか、リハビリなどのサービスを行います。 健康管理についても管理・指導が行われますが、それ以上の医療サービスは医療機関に通院もしくは入院することになります。 ※原則、要介護3以上の方が対象です。
② 介護老人保健施設	病状が比較的安定していて、入院の必要はないものの自宅での療養が不安な方を対象にリハビリを中心としたケアを行い在宅生活への復帰を目指す施設です。
③ 介護医療院	介護療養病床の医療機能を維持しながら、生活の場としての機能を兼ね備えた施設として、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

■地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をづくり支援します。利用者は、原則、町民に限定され、町が事業者の指定や指導を行います。

サービス名	概 要
① 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。町では2か所指定しています。
② 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や機能訓練をしながら提供するサービスです。町での指定は現時点ではありません。
③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が共同で生活できる場において食事、入浴などの介護や機能訓練などが提供されるサービスです。町では3か所指定しています。
④ 夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜専用の訪問介護サービスです。町での指定は現時点ではありません。
⑤ 地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練などが提供されるサービスです。町での指定は現時点ではありません。
⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設サービス	定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で食事、入浴などの介護や機能訓練などが提供されるサービスです。町での指定は現時点ではありません。
⑦ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。町での指定は現時点ではありません。
⑧ 看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせたサービスです。町での指定は現時点ではありません。
⑨ 地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などが提供されるサービスです。町では4か所指定しています。



サービスの利用者負担

図 介護課 介護保険係

■在宅サービスでの利用者負担

介護保険のサービスを利用する際には、要介護状態区分に応じた限度額が決められています。この上限額の範囲内でサービスを利用するときは、原則、利用者はサービスにかかった費用の1割(または2割もしくは3割)を負担します。ただし、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が利用者の負担となります。

【限度額（区分支給限度基準額）】

認定区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

認定区分	1か月の支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

■施設サービスでの利用者負担

介護保険施設に入所した場合には、次の①から④までの合計額が利用者負担の額となります。

区 分	多床室における利用者負担のめやす										
①利用料	《施設サービス費(1日当たり)》 <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td><td>557～756円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>625～848円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>695～1,071円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>763～1,166円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>829～1,251円</td></tr> </table> + 《各種加算など》 種類および金額など 詳しくは、施設にご確認ください。 ※利用料の額および各種加算については、各施設にご確認ください。 ※介護老人福祉施設における旧措置入所者の金額は別に定められます。	要介護1	557～756円	要介護2	625～848円	要介護3	695～1,071円	要介護4	763～1,166円	要介護5	829～1,251円
要介護1	557～756円										
要介護2	625～848円										
要介護3	695～1,071円										
要介護4	763～1,166円										
要介護5	829～1,251円										
②居住費および食費	《基準費用額(1日当たり)》 ・各施設にご確認ください。 ・なお、市町村民税世帯非課税の方は、減免制度がありますので80ページをご覧ください。										
③特別なサービス費	■特別な居室の提供を行った場合にかかる費用 ■特別なメニューの食事提供を行った場合にかかる費用 ⇒メニューおよび金額など、詳しくは、施設にご確認ください。										
④日常生活費など	■理美容代 ■サービス提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で入所者が負担することが適当なもの ⇒メニューおよび金額など、詳しくは、施設にご確認ください。										

保険・年金

■利用者負担が高額となったとき(高額介護サービス費の支給)

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

○対象となる利用者負担

高額介護サービス費の対象となる利用者負担とは、次のものをいいます。

- 居宅介護(予防)サービス費に係る利用者負担
- 特例居宅介護(予防)サービス費に係る利用者負担
- 地域密着型(介護予防)サービス費に係る利用者負担
- 施設介護サービス費(日常生活費などを除く。)に係る利用者負担
- 特例施設介護サービス費(日常生活費などを除く。)に係る利用者負担



○支給要件

所得段階に応じた上限額を超えた費用について申請により支給されます。

要 件	上限額
市町村民税非課税世帯に属する方	
■生活保護受給者	15,000円(世帯)
■課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
■課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える方	24,600円(世帯)
市町村民税課税世帯に属する方	
■課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
■課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
■課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

※同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は、利用者負担額を合算して算定します。

※制度改正によって要件又は上限額に変更が生じる場合があります。

○申請手続き

対象者には、介護課から申請書が郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、初回の申請書を提出いただいた方は、振込先など申請した内容に変更がある場合を除き、2回目以降の申請書の提出は不要です。

提出書類	「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」
提出方法	申請書は介護課に提出してください。(郵送可) 【郵送先】〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1 湯河原町役場介護課 介護保険係

■居住費・食費の減免制度(特定入所者介護サービス費の支給)

短期入所および介護保険施設を利用する場合の1日当たりの居住(滞在)費・食費の利用者負担額は、標準的に、それぞれ437円・1,445円とされていますが、一定の所得段階に該当する方については、介護課に申請していただくことにより費用負担額が減免されます。

○対象者および負担限度額(多床室における金額のめやす)

段階	要件	減免後の金額		
		居住費など	施設サービスでの食費	短期入所サービスでの食費
第1段階	生活保護受給者の方等	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円以下の方	430円/日	390円/日	600円/日
第3段階	① 本人および世帯全員が市町村民税非課税等で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	430円/日	650円/日	1,000円/日
	② 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	430円/日	1,360円/日	1,300円/日

負担限度額の対象要件に当てはまっても、(1)(2)のいずれかに該当する場合は軽減の対象にはなりません。

(1)市町村民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市町村民税課税の場合

(2)市町村民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも下記の預貯金が該当する場合

・第1段階 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

・第2段階 預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・第3段階① 預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

・第3段階② 預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※上記以外の方のうち、高齢者世帯で、一方が介護保険施設に入所している場合は、一定の条件すべてを満たすことにより特例的に軽減措置が認められます。

※制度改正によって要件又は減免後の金額に変更が生じる場合がありますので、事前にご確認ください。

○申請手続き

提出書類	「介護保険負担限度額認定申請書」、資産要件を満たすことが確認できる書類（預金通帳等の写しなど）、その他町の指定する書類 ※申請書提出後、該当する方には、『介護保険負担限度額認定証』を交付します。
提出方法	申請書は介護課に提出してください。（郵送可）

○留意事項

- 負担限度額の認定は、申請日における世帯の課税状況などにより行います。
 - 認定は、申請する月の初日にさかのぼって効力があります。
 - 生活保護者に対する認定は、保護が開始された月の初日にさかのぼって効力があります。
 - 認定は更新制で、毎年7月末日までとなっています。
- 引き続き、制度を利用するには、再度申請することが必要になります。

■社会福祉法人の軽減制度

低所得で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などが、その社会的役割を考慮して、利用者負担を軽減することにより介護サービスの利用促進を図る制度です。

○対象となるサービス

- 次のサービスにおける利用者負担額
訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設など
- 居住（滞在）費および食費相当額（これ以外の日常生活費は対象外）



○対象者となる要件

市町村民税世帯非課税であって、次の①～⑤の要件すべてを満たす方のうち、総合的に判断し、生計が困難として市区町村が認めた方および生活保護を受けている方です。

①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ●年間収入には、非課税収入や仕送りなども含まれます。
②預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ●預貯金には有価証券も含まれ、公開市場がある場合は、申請日時点の市場価格を用い、その他の場合は、額面で評価することを原則とします。
③その世帯において居住用家屋など、日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ●資産とは、上記(②)以外のもので、収入を補うため活用できるものをいいます。 ●活用できるか否かについては、社会通念上処分させることが適当でないもの以外で、一般的に換金価値が高いものと認められるか否かで判断します。
④負担能力のある親族などに扶養されていないこと。 ●扶養要件については、市町村民税の控除対象者や、医療保険の被扶養者となっていなければ、要件を満たしていると取り扱って差し支えありません。 ※ただし、個々の事情を考慮して判断します。
⑤介護保険料を滞納していないこと。 ●基本的には1か月でも滞納していれば対象となりませんが、支払う見込みがある方については、個々の事情を考慮して判断します。

○申請手続き

提出書類	「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」 ※申請書提出後、該当する方には、負担軽減の確認証を交付します。
提出方法	申請書は介護課に提出してください。（郵送可）

サービスに関する相談・苦情窓口

問 介護課 介護保険係

＝あなたの相談・苦情が、介護サービスをよりよくします＝

介護サービスに関しての相談・苦情などありましたら、お気軽にご連絡ください。

【相談・苦情窓口】介護課 介護保険係 ☎ 63-2111



＝何かお困りのことはありませんか？＝

介護に関するいろいろな心配ごととに電話相談、面接相談などで、総合的に応じています。

相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】地域包括支援センター（介護老人保健施設 ニューライフ湯河原内）☎ 60-0222



高齢者福祉サービス

問 介護課 高齢者福祉係

高齢者の安心と安全な生活を支えるサービスなどです。

① 高齢者温泉入浴サービス

【概要】町内3か所の温泉施設を利用(3施設合わせて月4回まで)できます。

【対象者】高齢者(65歳以上)および重度心身障がいのある方

【対象施設】ゆがわら万葉荘・こごめの湯・ゆとろ嵯峨沢の湯

【費用】400円(こごめの湯は200円)と利用券を施設にご提出ください。

【申し込み】本人確認書類をご持参の上、介護課および駅前観光案内所で利用券を交付します。

② 高齢者マッサージサービス

【概要】高齢者の健康増進のため、マッサージが利用(年4回、四半期ごとに1回)できます。

《受療場所》指定マッサージ師・町営こごめの湯

【対象者】高齢者(65歳以上)

【費用】600円と受療券を受療所にご提出ください。

【申し込み】本人確認書類をご持参の上、介護課および駅前観光案内所で受療券を交付します。

③ パークゴルフ場利用サービス

【概要】高齢者の健康増進のため、パークゴルフ場(総合運動公園)を利用(月2回)できます。

【対象者】高齢者(65歳以上)

【費用】無料

【申し込み】本人確認書類をご持参の上、介護課および駅前観光案内所で利用券を交付します。

④ ヘルシープラザトレーニング室利用サービス

【概要】高齢者の健康増進のため、ヘルシープラザトレーニング室が利用(年24回、四半期ごとに6回)できます。

【対象者】高齢者(65歳以上)

【費用】無料

【申し込み】本人確認書類をご持参の上、介護課および駅前観光案内所で利用券を交付します。

⑤ 移送サービス

【概要】ねたきりの方などを病院や施設などに移送します。

【対象者】ねたきりの方などで、一般の交通機関を利用することが困難な方(登録制)

【費用】町内500円

真鶴町・熱海市内1,000円

小田原市・箱根町・南足柄市・足柄上郡5町・

函南町内1,500円

※費用は往復の料金です。(片道の場合でも同額となります。)

【申し込み】社会福祉協議会(☎62-3700)にご相談、お申し込みください。

⑥ 高齢者補聴器購入助成

【概要】加齢性難聴と診断された65歳以上の人の補聴器購入費用の一部を助成します。対象となる人及び対象要件などの詳細は、町介護課へお問い合わせください。

⑦ 敬老のつどい

【概要】長年にわたり社会に尽くしてこられた方々を敬うとともに、その労をねぎらうため、敬老の日を記念したイベントを開催します。

【開催】毎年9月中旬

【費用】無料

⑧ 長寿健康祝金の贈呈

【概要】長年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、合わせてその長寿を祝い、長寿健康祝金を贈呈します。

【対象者】100歳の誕生日を迎えた方で、引き続き3年以上の住民登録があり、かつ町内にお住まいの方

【贈呈額】50,000円（町長などが贈呈訪問します。）

【贈呈日】その誕生月内に贈呈訪問します。

【申し込み】不要

その他介護課までお問い合わせください。

⑨ 長寿夫婦記念品の贈呈

【概要】敬老の日を記念して、長寿ご夫婦に記念品を贈呈します。

【対象者】毎年9月15日までに引き続き1年以上お住まいで、住民登録のあるご夫婦のうち、ご結婚50年を迎えられる方

【申し込み】毎年7月頃より、介護課窓口にて、お申し込みの受け付けを行います。介護課にご相談、お申し込みください。

⑩ ひとり暮らし高齢者等の登録

【概要】緊急時の対応や安否の確認などのため、事前に登録する制度です。

【対象者】ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の人

【申し込み】緊急連絡先、災害時の支援者の連絡先を確認の上、民生委員または介護課窓口へ

⑪ 認知症等行方不明 SOS ネットワークの登録

【概要】行方不明になった時の早期発見、一時保護（安全確保）のため、事前に登録する制度です。

【対象者】認知症などにより行方不明のおそれのある高齢者など

【申し込み】顔写真・全身の写真を持参の上、介護課窓口へ

⑫ ゆがわら介護者家族会

【概要】認知症などの介護の悩み、体験談、情報交換など、高齢者本人や家族の交流の場です。

【対象者】高齢者、家族、関係者など

【開催】偶数月の金曜日10:00～12:00

【場所】城堀会館1階

【申し込み】不要

⑬ 小田原医師会地域医療連携室

【概要】病気やケガなど状況に応じた医療機関のご案内、診察依頼をおこないます。また、健康・医療・介護について専門スタッフや医師がご相談に応じます（医師の医療相談は予約制）。

【電話番号】47-0833

【受付時間等】

月曜日～土曜日（祝・休日、12/29～1/3を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

⑭ 緊急通報システム

【概要】ペンダント型無線発信機などを貸与し、緊急時に電話回線を通じて緊急体制を確保します。

【対象者】身体上慢性疾患などで、常に注意を要する高齢者世帯の方および80歳以上のひとり暮らしの方で固定電話をお持ちの方

【費用】緊急時の発報に要する通話料金は利用者の負担となります。

【申し込み】介護課までご相談、お申し込みください。

⑮ 見守りライト

【概要】ひとり暮らし高齢者の自宅に通信機器付きの電球を設置し、見守り支援を行います。

【対象者】80歳以上のひとり暮らしの方（非課税世帯）で、緊急通報システムの貸与を受けておらず、定期的な安否確認を受けることができない方

【費用】無料（電気料金や取り付けに工事を要する場合には自己負担）

【申し込み】介護課までご相談、お申込みください。



その他社会福祉協議会で実施している事業

☎ 社会福祉協議会 ☎ 62-3700

詳しくは、直接、社会福祉協議会にお問い合わせください。

事業名	概要
① シルバースポーツ大会	児童や地域の方々とスポーツを通じて相互交流を図り、高齢者の健康保持、増進と仲間同士の親睦を図ることを目的とし、生きがい対策として実施しています。
② ひとりぐらし高齢者の昼食会	在宅のひとりぐらし高齢者を対象に、各地区会館で開催します。孤独感の解消と健康(栄養)の保持を目的としています。食後にはみんなで歌ったり、健康に関するミニ講座なども行います。
③ シルバー作品展	町内在住の高齢者を中心に作品を募り、毎年2月頃に開催します。日頃の生活の中で趣味や生きがいとして創作した種々の作品を一堂に展示し、出品者同士や多くの町民とのふれあいの場となります。
④ ほのぼのハイキング	町内在住の60歳以上の方を対象に、毎年11月上旬に実施します。交流と健康維持を目的として約5kmのハイキングコースを散策します。
⑤ いきいきサロン	地域会館を利用して、共に顔を合わせて昼食や手芸・体操などを楽しみ、いつまでも健康でいられることを目的に実施します。
⑥ 医療情報キットの配布	ひとりぐらし・高齢者世帯の方の安全と安心を確保するため、救急医療情報キットを無料で配布します。
⑦ 日常生活用具貸出	車いすの無料貸出しをしています。
⑧ 日常生活自立支援事業	お金の管理など自主的利用が困難な方を支援します。

ゆめクラブ(老人クラブ)会員募集!

私たちゆめクラブでは、健康づくりや仲間づくりを目的に、パークゴルフや体操、趣味の集まりなど、気軽に参加できるさまざまな活動を行っています(町内8クラブ)。経験や体力に関係なく、どなたでも楽しく参加できる温かい雰囲気自慢です。また、地域の支え合いの輪を広げ、安心して暮らせるまちづくりにも貢献しています。新しい友人をつくりたい方、健康を維持したい方、地域とつながりたい方、ぜひ一度ゆめクラブの活動をのぞいてみませんか。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

※おもむね60歳以上の方なら、どなたでも大歓迎です。

【問い合わせ先】湯河原町老人クラブ連合会事務局(介護課内)



国民年金

国民年金は、老後を迎えたとき、ケガや病気などで障がいが残ったとき、遺族が残されたときなどに生活を支えてくれる制度です。

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方が、加入しなければなりません。

加入対象者と届出先

☎ 住民課 保険年金係

種 別	加 入 者	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業従事者、自由業、学生、無職の方など	住民課または 小田原年金事務所
第2号被保険者	会社員、公務員	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先
任意加入被保険者 (希望により加入)	日本国内に住む60歳以上65歳未満の方	住民課または 小田原年金事務所
	20歳以上65歳未満で海外に住む日本人	
	※65歳に達しても年金受給資格が得られない方は、70歳になるまでの間で受給資格を満たすまで加入できます。	

こんなときは手続きを

☎ 住民課 保険年金係

	こんなとき	必要なもの
国民年金加入	会社などを辞めたとき(扶養している配偶者がいる場合は、あわせて届けてください。)	基礎年金番号がわかるもの、資格喪失証明書・離職証明など
	任意加入するとき	基礎年金番号がわかるもの、振替先口座、通帳届出印
国民年金喪失	任意加入をやめたいとき	基礎年金番号がわかるもの
第3号被保険者	配偶者の扶養から外れたとき(離婚したときや収入が増えたとき)	基礎年金番号がわかるもの、厚生年金等資格喪失連絡票

保険・年金

保険料の納付方法

☎ 住民課 保険年金係

○現金払いによる納付

納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。

インターネットバンキングなどを利用して、納めることもできます。

2年、1年、6か月分の一定期間をまとめて前納すると、保険料が割引になる前納制度があります。

(専用の納付書が必要です)

○口座振替による納付

口座振替の振替方法は、2年前納、1年前納、6か月前納、当月末振替(早割)、翌月末振替となります。翌月末振替以外の方法で申し込みをされると保険料が割引になります。

口座振替の前納制度(2年、1年、6か月、早割)は、現金払いよりも割引率が高くなります。

○クレジットカードによる納付

クレジットカードの納付方法は、2年前納、1年前納、6か月前納、毎月納付となります。

前納制度(2年、1年、6か月)の割引率は、現金払いと同じになります。

○第3号被保険者の方は、配偶者が加入されている制度が負担しますので、ご自身で納める必要はありません。

付加保険料

住民課 保険年金係

第1号被保険者または任意加入被保険者の方は、申し込みにより定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます。

付加保険料は、申し込んだ月から保険料がかかり、月額400円となります。

将来受給する付加年金額の計算は、「200円×付加保険料納付月数」(年額)となります。

産前産後期間の免除制度

住民課 保険年金係

第1号被保険者(任意加入被保険者を除く。)が対象で、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月)の国民年金保険料が免除される制度です。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産、人工妊娠中絶された方を含みます)です。

○申請方法について

出産予定日の6か月前から申請可能です。

○必要なもの

出産前に届書の提出をする場合:母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合:母子健康手帳など

被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

保険・年金

保険料を納めることが困難なとき

住民課 保険年金係

第1号被保険者(任意加入被保険者を除く。)に限り、次の条件にあてはまる場合、保険料の免除・納付猶予の申請ができます。また、学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

種 類	対象となる方	必要なもの
法定免除	障害年金1・2級の受給者	基礎年金番号がわかるもの、年金証書など
	生活保護法による生活扶助を受けている方(日本国籍の方)	基礎年金番号がわかるもの、生活保護受給証明書など
申請免除	全額免除	基礎年金番号がわかるもの、離職票など
	3/4免除	
	半額免除	
	1/4免除	
	納付猶予	50歳未満の方(学生を除く。) 本人・配偶者の前年所得が一定基準額以下の方
学生納付特例		①大学・短大・各種学校(学校教育法で定める学校)の学生 ②本人の前年所得が一定基準額以下の方

※失業の場合は、離職票の写しを付けてください。

※免除を受ける場合は、申請が必要になります。なお、保険料の免除または納付特例承認期間は、10年以内の期間はさかのぼって追納できます。



国民年金から支給される年金など

問 住民課 保険年金係

すべての年金は、受給資格があっても本人の請求がなければ支給されません。請求に関する詳しい内容は、住民課保険年金係またはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)にお問い合わせください。

種 類	受給資格
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間などを含む。)が原則として10年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。 60歳以上65歳未満の繰上げ支給(減額)、66歳以上70歳未満の繰下げ支給(増額)があります。
障害基礎年金	病気やケガにより、一定の障がいの状態になったときに支給されます。
遺族基礎年金	加入者が死亡した場合、その方に生計を維持されていた子(18歳未満か20歳未満の障がい者)のある妻またはその子に支給されます。
寡婦年金	保険料を納めた期間(免除の期間を合算)が10年以上ある夫が年金を受給せず死亡した場合、生計を維持されていた妻(婚姻期間10年以上)が60歳から65歳になるまでの間支給されます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、年金を受給せず死亡した場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

保険・年金

